

女川原子力発電所 2 号炉審査資料	
資料番号	02-G-008 (改 2)
提出年月日	2022 年 4 月 8 日

女川原子力発電所 2 号炉

実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則
第 5 条第 2 項第 11 号発電用原子炉施設の保安のための
業務に係る品質管理に必要な体制の整備について
比較表

2022 年 4 月

東北電力株式会社

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p style="text-align: center;">島根原子力発電所2号炉 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に 必要な体制の整備に関する説明書</p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉 施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について</p>	<p style="text-align: center;">・発電所名の相違</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. はじめに 2. 記載方針</p>	<p>・ 記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p style="text-align: center;">設置変更許可申請書 添付書類十一の記載内容について</p> <p>1. はじめに 令和2年4月1日に施行された実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、「実用炉規則」という。）第5条第2項に、設置変更許可本文十一号（以下「本文十一号」という。）の説明資料として、添付書類十一「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」（以下「添付書類十一」という。）が新たに追加されたことから、当該添付書類の記載方針について、以下のとおり検討を行った。</p> <p>2. 記載方針 添付書類十一の記載事項については、以下に示す「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド」（以下「設置許可ガイド」という。）を参考に、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号に基づく「設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」、「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法」および「組織等」を記載する。 ただし、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、本文十一号に基づくものではないことから、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務の実績については、活動実績に応じて記載する。 なお、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号について、変更となる事項は無い。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">参考</p> <p>【設置許可ガイド】抜粋 (6) 実用炉則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第5条第2項及び第7条第3項の添付書類についても準用する。 4) 同項第11号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。</p> </div>	<p>1. はじめに 令和2年4月1日に施行された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下、「実用炉規則」という。）第5条第2項に、設置変更許可本文十一号（以下、「本文十一号」という。）の説明資料として、添付書類十一「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」（以下、「添付書類十一」という。）が新たに追加されたことから、当該添付書類の記載方針について、以下のとおり検討を行った。</p> <p>2. 記載方針 添付書類十一の記載事項については、以下に示す「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド」（以下、「設置許可ガイド」という。）を参考に、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号に基づく「設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」、「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法」及び「組織等」を記載する。 ただし、本申請における設計及び調達に係る実績のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、設置許可本文十一号に基づくものではないことから、その活動実績に応じて記載する。</p> <p>なお、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号について、変更となる事項はない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">参考</p> <p>【設置許可ガイド】抜粋 (6) 実用炉則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第5条第2項及び第7条第3項の添付書類についても準用する。 4)同項第11号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。</p> </div>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

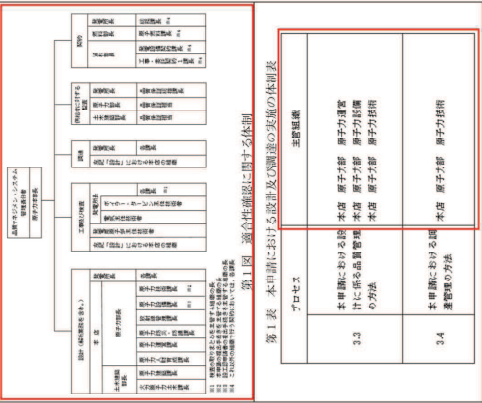
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

<p>島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）</p>	<p>女川原子力発電所2号炉 有毒ガス</p>	<p>差異理由</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="73 183 168 215">品管規則</th> <th data-bbox="168 183 392 215">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="392 183 983 215">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="73 215 168 247">【補足説明資料】設置許可添付書類十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</td> <td data-bbox="168 215 392 247">-</td> <td data-bbox="392 215 983 247">変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 247 168 279">1. 概要</td> <td data-bbox="168 247 392 279">-</td> <td data-bbox="392 247 983 279">本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 279 168 311">2. 基本方針</td> <td data-bbox="168 279 392 311">-</td> <td data-bbox="392 279 983 311">本説明書では、本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を以下のとおり説明する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 311 168 343">-</td> <td data-bbox="168 311 392 343">-</td> <td data-bbox="392 311 983 343">(1) 設計活動に係る品質管理の実績 「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。 具体的には、組織について「3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3. 2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3. 4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3. 5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3. 6 本申請における不適合管理」に記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 343 168 375">-</td> <td data-bbox="168 343 392 375">-</td> <td data-bbox="392 343 983 375">(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。 具体的には、組織について「4. 1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「4. 2 その後の設計、工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「4. 3 その後の設計に係る品質管理の方法」に、「4. 4 工事に係る品質管理の方法」及び「4. 5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設計」という。）における調達管理の方法について「4. 6 設計における調達管理の方法」に、</td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	【補足説明資料】設置許可添付書類十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	-	変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	1. 概要	-	本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。	2. 基本方針	-	本説明書では、本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を以下のとおり説明する。	-	-	(1) 設計活動に係る品質管理の実績 「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。 具体的には、組織について「3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3. 2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3. 4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3. 5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3. 6 本申請における不適合管理」に記載する。	-	-	(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。 具体的には、組織について「4. 1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「4. 2 その後の設計、工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「4. 3 その後の設計に係る品質管理の方法」に、「4. 4 工事に係る品質管理の方法」及び「4. 5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設計」という。）における調達管理の方法について「4. 6 設計における調達管理の方法」に、	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="983 183 1064 215">品管規則</th> <th data-bbox="1064 183 1288 215">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="1288 183 1890 215">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="983 215 1064 247">【補足説明資料】添付書類十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則</td> <td data-bbox="1064 215 1288 247">-</td> <td data-bbox="1288 215 1890 247">変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="983 247 1064 279">1. 概要</td> <td data-bbox="1064 247 1288 279">-</td> <td data-bbox="1288 247 1890 279">本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="983 279 1064 311">2. 基本方針</td> <td data-bbox="1064 279 1288 311">-</td> <td data-bbox="1288 279 1890 311">本説明書では、本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を以下のとおり説明する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="983 311 1064 343">-</td> <td data-bbox="1064 311 1288 343">-</td> <td data-bbox="1288 311 1890 343">(1) 「実施した設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。 具体的には、組織について「3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3. 2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3. 4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3. 5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3. 6 本申請における不適合管理」に記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="983 343 1064 375">-</td> <td data-bbox="1064 343 1288 375">-</td> <td data-bbox="1288 343 1890 375">(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。 具体的には、組織について「4. 1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「4. 2 その後の設計、工事等の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「4. 3 その後の設計に係る品質管理の方法」に、「4. 4 工事に係る品質管理の方法」及び「4. 5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設計」という。）における調達管理の方法について「4. 6 設計における調達管理の方法」に、文書管理について「4. 7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4. 8 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	【補足説明資料】添付書類十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則	-	変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	1. 概要	-	本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。	2. 基本方針	-	本説明書では、本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を以下のとおり説明する。	-	-	(1) 「実施した設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。 具体的には、組織について「3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3. 2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3. 4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3. 5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3. 6 本申請における不適合管理」に記載する。	-	-	(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。 具体的には、組織について「4. 1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「4. 2 その後の設計、工事等の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「4. 3 その後の設計に係る品質管理の方法」に、「4. 4 工事に係る品質管理の方法」及び「4. 5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設計」という。）における調達管理の方法について「4. 6 設計における調達管理の方法」に、文書管理について「4. 7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4. 8 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。	<p>・記載表現の相違</p>
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一																																				
【補足説明資料】設置許可添付書類十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	-	変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書																																				
1. 概要	-	本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。																																				
2. 基本方針	-	本説明書では、本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を以下のとおり説明する。																																				
-	-	(1) 設計活動に係る品質管理の実績 「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。 具体的には、組織について「3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3. 2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3. 4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3. 5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3. 6 本申請における不適合管理」に記載する。																																				
-	-	(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。 具体的には、組織について「4. 1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「4. 2 その後の設計、工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「4. 3 その後の設計に係る品質管理の方法」に、「4. 4 工事に係る品質管理の方法」及び「4. 5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設計」という。）における調達管理の方法について「4. 6 設計における調達管理の方法」に、																																				
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一																																				
【補足説明資料】添付書類十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則	-	変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書																																				
1. 概要	-	本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。																																				
2. 基本方針	-	本説明書では、本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を以下のとおり説明する。																																				
-	-	(1) 「実施した設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。 具体的には、組織について「3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3. 2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3. 4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3. 5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3. 6 本申請における不適合管理」に記載する。																																				
-	-	(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。 具体的には、組織について「4. 1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「4. 2 その後の設計、工事等の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「4. 3 その後の設計に係る品質管理の方法」に、「4. 4 工事に係る品質管理の方法」及び「4. 5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設計」という。）における調達管理の方法について「4. 6 設計における調達管理の方法」に、文書管理について「4. 7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4. 8 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="147 1002 349 1394">品管規則</th> <th data-bbox="147 608 349 1002">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="147 213 349 608">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="349 1002 640 1394"> <p>(責任及び権限) 第十出来 経営責任者は、部門及び委員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定め、関係する委員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。</p> </td> <td data-bbox="349 608 640 1002"> <p>5. 5. 1 責任及び権限 社長は、部門及び委員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定め、関係する委員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> </td> <td data-bbox="349 213 640 608"> <p>法1に、文書管理について「4. 7 その他設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適切管理について「4. 8 その他の不適切管理」に記載する。 また、設工規則に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会令第四号）（以下「技術基準規則」という。）への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確保対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確保対象設備の施設管理」に記載する。</p> <p>3. 設計活動に係る品質管理の組織 本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における「十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」(以下「設置許可本文十一号」という。)に基づき以下のとおり実施する。 なお、本申請における設計及び調達に係る業務のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の原子炉施設保安規定の施行まで」に実施した業務は、設置許可本文十一号に基づきものでないことから、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の原子炉施設保安規定の施行まで」に実施した業務の業務については、本申請における前記業務に応じて記載する。</p> <p>3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達を含む） 設計及び調達書は、第1図に示す本社組織及び発電所組織に係る体制で実施する。 また、設計（3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法）並びに調達（3. 4 本申請における調達管理の方法）の各プロセスを主とする業務を第1表に示す。 第1表に示す各プロセスを主とする業務の長は、相当する設備に関する設計並びに調達について、責任と権限を持つ。</p> <p>3. 1. 1 設計に係る組織 設計は、第1表に示す主管理部門のうち、「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主とする組織として実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>(責任及び権限) 第十出来 経営責任者は、部門及び委員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定め、関係する委員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。</p>	<p>5. 5. 1 責任及び権限 社長は、部門及び委員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定め、関係する委員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>法1に、文書管理について「4. 7 その他設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適切管理について「4. 8 その他の不適切管理」に記載する。 また、設工規則に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会令第四号）（以下「技術基準規則」という。）への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確保対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確保対象設備の施設管理」に記載する。</p> <p>3. 設計活動に係る品質管理の組織 本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における「十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」(以下「設置許可本文十一号」という。)に基づき以下のとおり実施する。 なお、本申請における設計及び調達に係る業務のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の原子炉施設保安規定の施行まで」に実施した業務は、設置許可本文十一号に基づきものでないことから、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の原子炉施設保安規定の施行まで」に実施した業務の業務については、本申請における前記業務に応じて記載する。</p> <p>3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達を含む） 設計及び調達書は、第1図に示す本社組織及び発電所組織に係る体制で実施する。 また、設計（3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法）並びに調達（3. 4 本申請における調達管理の方法）の各プロセスを主とする業務を第1表に示す。 第1表に示す各プロセスを主とする業務の長は、相当する設備に関する設計並びに調達について、責任と権限を持つ。</p> <p>3. 1. 1 設計に係る組織 設計は、第1表に示す主管理部門のうち、「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主とする組織として実施する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1039 1002 1196 1394">原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則</th> <th data-bbox="1039 608 1196 1002">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="1039 213 1196 608">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1196 1002 1352 1394"> <p>設計開発計画 第二十七条 2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び委員の責任及び権限</p> </td> <td data-bbox="1196 608 1352 1002"> <p>7. 3. 1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 c. 設計開発に係る部門及び委員の責任及び権限</p> </td> <td data-bbox="1196 213 1352 608"> <p>ただし、本申請における設計及び調達に係る組織のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の原子炉施設保安規定の施行まで」に実施した業務は、設置許可本文十一号に基づきものでないことから、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の原子炉施設保安規定の施行まで」に実施した業務の業務については、本申請における前記業務に応じて記載する。 なお、令和2年4月1日に施行された本文十一号について、変更となる事項はない。</p> <p>3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達を含む） 設計及び調達書は、第1図に示す本社組織及び発電所組織に係る体制で実施する。 また、設計（3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法）並びに調達（3. 4 本申請における調達管理の方法）の各プロセスを主とする業務を第1表に示す。 第1表に示す各プロセスを主とする業務の長は、相当する設備に関する設計並びに調達について、責任と権限を持つ。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>設計開発計画 第二十七条 2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び委員の責任及び権限</p>	<p>7. 3. 1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 c. 設計開発に係る部門及び委員の責任及び権限</p>	<p>ただし、本申請における設計及び調達に係る組織のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の原子炉施設保安規定の施行まで」に実施した業務は、設置許可本文十一号に基づきものでないことから、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の原子炉施設保安規定の施行まで」に実施した業務の業務については、本申請における前記業務に応じて記載する。 なお、令和2年4月1日に施行された本文十一号について、変更となる事項はない。</p> <p>3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達を含む） 設計及び調達書は、第1図に示す本社組織及び発電所組織に係る体制で実施する。 また、設計（3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法）並びに調達（3. 4 本申請における調達管理の方法）の各プロセスを主とする業務を第1表に示す。 第1表に示す各プロセスを主とする業務の長は、相当する設備に関する設計並びに調達について、責任と権限を持つ。</p>	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 ・組織体制の相違 ・記載方針の相違
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一												
<p>(責任及び権限) 第十出来 経営責任者は、部門及び委員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定め、関係する委員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。</p>	<p>5. 5. 1 責任及び権限 社長は、部門及び委員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定め、関係する委員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>法1に、文書管理について「4. 7 その他設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適切管理について「4. 8 その他の不適切管理」に記載する。 また、設工規則に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会令第四号）（以下「技術基準規則」という。）への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確保対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確保対象設備の施設管理」に記載する。</p> <p>3. 設計活動に係る品質管理の組織 本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における「十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」(以下「設置許可本文十一号」という。)に基づき以下のとおり実施する。 なお、本申請における設計及び調達に係る業務のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の原子炉施設保安規定の施行まで」に実施した業務は、設置許可本文十一号に基づきものでないことから、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の原子炉施設保安規定の施行まで」に実施した業務の業務については、本申請における前記業務に応じて記載する。</p> <p>3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達を含む） 設計及び調達書は、第1図に示す本社組織及び発電所組織に係る体制で実施する。 また、設計（3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法）並びに調達（3. 4 本申請における調達管理の方法）の各プロセスを主とする業務を第1表に示す。 第1表に示す各プロセスを主とする業務の長は、相当する設備に関する設計並びに調達について、責任と権限を持つ。</p> <p>3. 1. 1 設計に係る組織 設計は、第1表に示す主管理部門のうち、「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主とする組織として実施する。</p>												
原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一												
<p>設計開発計画 第二十七条 2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び委員の責任及び権限</p>	<p>7. 3. 1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 c. 設計開発に係る部門及び委員の責任及び権限</p>	<p>ただし、本申請における設計及び調達に係る組織のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の原子炉施設保安規定の施行まで」に実施した業務は、設置許可本文十一号に基づきものでないことから、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の原子炉施設保安規定の施行まで」に実施した業務の業務については、本申請における前記業務に応じて記載する。 なお、令和2年4月1日に施行された本文十一号について、変更となる事項はない。</p> <p>3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達を含む） 設計及び調達書は、第1図に示す本社組織及び発電所組織に係る体制で実施する。 また、設計（3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法）並びに調達（3. 4 本申請における調達管理の方法）の各プロセスを主とする業務を第1表に示す。 第1表に示す各プロセスを主とする業務の長は、相当する設備に関する設計並びに調達について、責任と権限を持つ。</p>												



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

<p>品管規則</p>	<p>設置許可本文十一号</p>	<p>設置許可添付書類十一</p>	<p>差異理由</p>														
<p>原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則</p>	<p>原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則</p>	<p>この設計に必要な資料の作成を行うため、第1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。 なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p>第1表 設計及び調達の実施の体制</p> <table border="1" data-bbox="257 311 772 550"> <tr> <th>プロジェクト</th> <th>役割</th> </tr> <tr> <td>本申請書作成</td> <td>本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部</td> </tr> <tr> <td>設計</td> <td>本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部</td> </tr> <tr> <td>調達</td> <td>本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部</td> </tr> <tr> <td>品質管理</td> <td>本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部</td> </tr> <tr> <td>監理</td> <td>本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部</td> </tr> </table> <p>第1図 適合性確認に関する体制表</p> <p>3.1.2 調達に係る組織 調達は、第1表に示す本社組織及び発電所組織の調達を主管する箇所で行われる。</p>	プロジェクト	役割	本申請書作成	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部	設計	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部	調達	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部	品質管理	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部	監理	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部	その他	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部	<p>・記載表現の相違 ・組織体制の相違 ・活動状況の相違 ・記載方針の相違</p>
プロジェクト	役割																
本申請書作成	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部																
設計	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部																
調達	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部																
品質管理	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部																
監理	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部																
その他	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部																
<p>品質管理に必要な体制の整備に関する規則</p>	<p>品質管理に必要な体制の整備に関する規則</p>	<p>この設計に必要な資料の作成を行うため、第1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。 なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p>第1表 設計及び調達の実施の体制</p> <table border="1" data-bbox="257 311 772 550"> <tr> <th>プロジェクト</th> <th>役割</th> </tr> <tr> <td>本申請書作成</td> <td>本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部</td> </tr> <tr> <td>設計</td> <td>本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部</td> </tr> <tr> <td>調達</td> <td>本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部</td> </tr> <tr> <td>品質管理</td> <td>本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部</td> </tr> <tr> <td>監理</td> <td>本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部</td> </tr> </table> <p>第1図 適合性確認に関する体制表</p> <p>3.1.2 調達に係る組織 調達は、第1表に示す本社組織及び発電所組織の調達を主管する箇所で行われる。</p>	プロジェクト	役割	本申請書作成	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部	設計	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部	調達	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部	品質管理	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部	監理	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部	その他	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部	<p>・記載表現の相違 ・組織体制の相違 ・活動状況の相違 ・記載方針の相違</p>
プロジェクト	役割																
本申請書作成	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部																
設計	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部																
調達	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部																
品質管理	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部																
監理	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部																
その他	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部																
<p>品質管理に必要な体制の整備に関する規則</p>	<p>品質管理に必要な体制の整備に関する規則</p>	<p>この設計に必要な資料の作成を行うため、第1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。 なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p>第1表 設計及び調達の実施の体制</p> <table border="1" data-bbox="257 311 772 550"> <tr> <th>プロジェクト</th> <th>役割</th> </tr> <tr> <td>本申請書作成</td> <td>本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部</td> </tr> <tr> <td>設計</td> <td>本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部</td> </tr> <tr> <td>調達</td> <td>本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部</td> </tr> <tr> <td>品質管理</td> <td>本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部</td> </tr> <tr> <td>監理</td> <td>本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部</td> </tr> </table> <p>第1図 適合性確認に関する体制表</p> <p>3.1.2 調達に係る組織 調達は、第1表に示す本社組織及び発電所組織の調達を主管する箇所で行われる。</p>	プロジェクト	役割	本申請書作成	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部	設計	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部	調達	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部	品質管理	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部	監理	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部	その他	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部	<p>・記載表現の相違 ・組織体制の相違 ・活動状況の相違 ・記載方針の相違</p>
プロジェクト	役割																
本申請書作成	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部																
設計	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部																
調達	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部																
品質管理	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部																
監理	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部																
その他	本社 経営企画部 本社 経営企画部 本社 経営企画部																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">品管規則</th> <th style="width:30%;">設置許可本文十一号</th> <th style="width:40%;">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(設計開発計画)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。</p> </td> <td> <p>7. 3. 設計開発</p> <p>7. 3. 1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> </td> <td> <p>3. 2 本申請における設計の各段階とその審査</p> <p>本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、設置許可本文十一号「7. 3. 設計開発1」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>本申請における設計の各段階と設置許可本文十一号との関係は第2表に示す。</p> <p>設計を主管する階層の長は、第2表に示すアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>なお、設計の各段階におけるレビューについては、第1表に示す設計を主管する階層の中で当該設備の設計に関する専門家を委嘱する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。</p> </td> <td> <p>7. 3. 1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、</p> </td> <td> <p>3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請における設計として、「3. 3. 1 設計開発」に用いる情報の明確化、「3. 3. 2(1) 申請書作成のための設計」として、「3. 3. 2(2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を委嘱する。</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 1 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>原子力施設設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する規則</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となる部門を参加させなければならない。</p> <p>なお、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発に用いる情報)</p> <p>第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>一 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>三 関係法令</p> <p>四 その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。</p> </td> <td> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> </td> <td> <p>3. 3. 1 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 2 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 3 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>(設計開発計画)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。</p>	<p>7. 3. 設計開発</p> <p>7. 3. 1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p>	<p>3. 2 本申請における設計の各段階とその審査</p> <p>本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、設置許可本文十一号「7. 3. 設計開発1」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>本申請における設計の各段階と設置許可本文十一号との関係は第2表に示す。</p> <p>設計を主管する階層の長は、第2表に示すアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>なお、設計の各段階におけるレビューについては、第1表に示す設計を主管する階層の中で当該設備の設計に関する専門家を委嘱する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>(設計開発レビュー)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。</p>	<p>7. 3. 1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、</p>	<p>3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請における設計として、「3. 3. 1 設計開発」に用いる情報の明確化、「3. 3. 2(1) 申請書作成のための設計」として、「3. 3. 2(2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を委嘱する。</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 1 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p>	<p>原子力施設設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する規則</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となる部門を参加させなければならない。</p> <p>なお、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発に用いる情報)</p> <p>第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>一 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>三 関係法令</p> <p>四 その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。</p>	<p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>3. 3. 1 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 2 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 3 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">品管規則</th> <th style="width:30%;">設置許可本文十一号</th> <th style="width:40%;">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(設計開発計画)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。</p> </td> <td> <p>7. 3. 設計開発</p> <p>7. 3. 1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 設計開発の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> </td> <td> <p>3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請における設計として、「3. 3. 1 設計開発」に用いる情報の明確化、「3. 3. 2(1) 申請書作成のための設計」として、「3. 3. 2(2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を委嘱する。</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 1 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 2 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>原子力施設設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する規則</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となる部門を参加させなければならない。</p> <p>なお、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発に用いる情報)</p> <p>第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>一 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>三 関係法令</p> <p>四 その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。</p> </td> <td> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> </td> <td> <p>3. 3. 1 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 2 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 3 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>(設計開発計画)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。</p>	<p>7. 3. 設計開発</p> <p>7. 3. 1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 設計開発の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請における設計として、「3. 3. 1 設計開発」に用いる情報の明確化、「3. 3. 2(1) 申請書作成のための設計」として、「3. 3. 2(2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を委嘱する。</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 1 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 2 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p>	<p>原子力施設設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する規則</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となる部門を参加させなければならない。</p> <p>なお、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発に用いる情報)</p> <p>第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>一 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>三 関係法令</p> <p>四 その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。</p>	<p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>3. 3. 1 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 2 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 3 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p>	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載表現の相違
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一																					
<p>(設計開発計画)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。</p>	<p>7. 3. 設計開発</p> <p>7. 3. 1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p>	<p>3. 2 本申請における設計の各段階とその審査</p> <p>本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、設置許可本文十一号「7. 3. 設計開発1」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>本申請における設計の各段階と設置許可本文十一号との関係は第2表に示す。</p> <p>設計を主管する階層の長は、第2表に示すアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>なお、設計の各段階におけるレビューについては、第1表に示す設計を主管する階層の中で当該設備の設計に関する専門家を委嘱する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>																					
<p>(設計開発レビュー)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。</p>	<p>7. 3. 1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、</p>	<p>3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請における設計として、「3. 3. 1 設計開発」に用いる情報の明確化、「3. 3. 2(1) 申請書作成のための設計」として、「3. 3. 2(2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を委嘱する。</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 1 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p>																					
<p>原子力施設設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する規則</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となる部門を参加させなければならない。</p> <p>なお、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発に用いる情報)</p> <p>第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>一 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>三 関係法令</p> <p>四 その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。</p>	<p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>3. 3. 1 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 2 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 3 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p>																					
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一																					
<p>(設計開発計画)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。</p>	<p>7. 3. 設計開発</p> <p>7. 3. 1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 設計開発の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請における設計として、「3. 3. 1 設計開発」に用いる情報の明確化、「3. 3. 2(1) 申請書作成のための設計」として、「3. 3. 2(2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を委嘱する。</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 1 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 2 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p>																					
<p>原子力施設設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する規則</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に比べて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となる部門を参加させなければならない。</p> <p>なお、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）に関する計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発に用いる情報)</p> <p>第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>一 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>三 関係法令</p> <p>四 その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。</p>	<p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>3. 3. 1 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 2 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 3 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する階層の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p>																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="73 199 280 598">品管規則</th> <th data-bbox="73 598 280 997">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="73 997 280 1447">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="73 199 280 598"> <p>いる情報であつて、次に掲げるものと明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>一 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>二 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>三 関係法令</p> <p>四 その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならぬ。</p> </td> <td data-bbox="73 598 280 997"> <p>次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>2 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> </td> <td data-bbox="73 997 280 1447"> <p>明確にする。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 199 481 598"> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができるとして管理しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること、</p> <p>二 設備、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供すること、</p> <p>三 合否判定基準を含むものであること、</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="280 598 481 997"> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができるとして管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること、</p> <p>b. 設備、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること、</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること、</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="280 997 481 1447"> <p>(1) 申請書作成のための設計</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。</p> <p>また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調査による解析」及び「三計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し品質を確保する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 199 683 598"> <p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p> </td> <td data-bbox="481 598 683 997"> <p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> </td> <td data-bbox="481 997 683 1447"> <p>(2) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「3. 3. 2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3. 3. 1 設計開発計画」を用いる情報の明確化）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 199 884 598"> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」と呼ぶ）を行う。</p> </td> <td data-bbox="683 598 884 997"> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」と呼ぶ）を行う。</p> </td> <td data-bbox="683 997 884 1447"> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>いる情報であつて、次に掲げるものと明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>一 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>二 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>三 関係法令</p> <p>四 その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならぬ。</p>	<p>次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>2 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>明確にする。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができるとして管理しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること、</p> <p>二 設備、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供すること、</p> <p>三 合否判定基準を含むものであること、</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができるとして管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること、</p> <p>b. 設備、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること、</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること、</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>(1) 申請書作成のための設計</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。</p> <p>また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調査による解析」及び「三計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し品質を確保する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p>	<p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p>	<p>(2) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「3. 3. 2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3. 3. 1 設計開発計画」を用いる情報の明確化）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」と呼ぶ）を行う。</p>	<p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」と呼ぶ）を行う。</p>	<p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="981 199 1176 598">品管規則</th> <th data-bbox="981 598 1176 997">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="981 997 1176 1447">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="981 199 1176 598"> <p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p> </td> <td data-bbox="981 598 1176 997"> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画にしたがって検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> </td> <td data-bbox="981 997 1176 1447"> <p>(2) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3.3.1 設計開発計画」を用いる情報の明確化）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 199 1377 598"> <p>(設計開発の変更の管理)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行なったとき、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> </td> <td data-bbox="1176 598 1377 997"> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することとできることとを定め、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行なったとき、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> </td> <td data-bbox="1176 997 1377 1447"> <p>申請書作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。このアウトプットを基に、本申請に必要な書類等を取りまとめ、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 申請書の送達</p> <p>設置委員会へ送達し、審査及び検証を受ける。</p> <p>設置委員会からの届出書類を基に、原子力施設保安委員会の審査及び確認を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への届出手続きの承認を得る。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.3.3 設計における変更</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要に応じて修正する。修正を受けた段階以降の設計結果を必須に応じて修正する。</p> <p>3.3.4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例</p> <p>設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、原子力利用における安全対策の強化のための放射性物質、核燃料物質及び原子力の規制に関する法律等の一部を改正する法律に基づき変更認可された発電用原子力施設保安規定の施行までで実施した本申請における申請書作成に係る社内縦書き又は基本設計に係る関連製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。</p> <p>3.4 本申請における調査管理の方法</p> <p>調査を主管する箇所の長は、調査管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>3.4.1 供給者の技術の評価</p> <p>調査を主管する箇所の長は、供給者が自社の要求事項に達する調査製品を供給する技術的能力を判断の拠拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 199 1579 598"> <p>(調査プロセス)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、調査する物品又は役務（以下「調査物品等」という。）が、自ら規定する調査物品等に係る要求事項（以下「調査物品等要求事項」という。）に適合するようにならなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調査物品等の供給者及び調査物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調査物品等の供給者から必要な情報入手する当該一般産業用工業品が調査物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1377 598 1579 997"> <p>7.4 調査</p> <p>7.4.1 調査プロセス</p> <p>(1) 組織は、調査する物品又は役務（以下「調査物品等」という。）が、自ら規定する調査物品等に係る要求事項（以下「調査物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調査物品等の供給者及び調査物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調査物品等の供給者から必要な情報入手する当該一般産業用工業品が調査物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> </td> <td data-bbox="1377 997 1579 1447"> <p>3.4 本申請における調査管理の方法</p> <p>調査を主管する箇所の長は、調査管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>3.4.1 供給者の技術の評価</p> <p>調査を主管する箇所の長は、供給者が自社の要求事項に達する調査製品を供給する技術的能力を判断の拠拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p>	<p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画にしたがって検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p>	<p>(2) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3.3.1 設計開発計画」を用いる情報の明確化）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>(設計開発の変更の管理)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行なったとき、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p>	<p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することとできることとを定め、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行なったとき、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p>	<p>申請書作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。このアウトプットを基に、本申請に必要な書類等を取りまとめ、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 申請書の送達</p> <p>設置委員会へ送達し、審査及び検証を受ける。</p> <p>設置委員会からの届出書類を基に、原子力施設保安委員会の審査及び確認を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への届出手続きの承認を得る。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.3.3 設計における変更</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要に応じて修正する。修正を受けた段階以降の設計結果を必須に応じて修正する。</p> <p>3.3.4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例</p> <p>設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、原子力利用における安全対策の強化のための放射性物質、核燃料物質及び原子力の規制に関する法律等の一部を改正する法律に基づき変更認可された発電用原子力施設保安規定の施行までで実施した本申請における申請書作成に係る社内縦書き又は基本設計に係る関連製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。</p> <p>3.4 本申請における調査管理の方法</p> <p>調査を主管する箇所の長は、調査管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>3.4.1 供給者の技術の評価</p> <p>調査を主管する箇所の長は、供給者が自社の要求事項に達する調査製品を供給する技術的能力を判断の拠拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>(調査プロセス)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、調査する物品又は役務（以下「調査物品等」という。）が、自ら規定する調査物品等に係る要求事項（以下「調査物品等要求事項」という。）に適合するようにならなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調査物品等の供給者及び調査物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調査物品等の供給者から必要な情報入手する当該一般産業用工業品が調査物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。</p>	<p>7.4 調査</p> <p>7.4.1 調査プロセス</p> <p>(1) 組織は、調査する物品又は役務（以下「調査物品等」という。）が、自ら規定する調査物品等に係る要求事項（以下「調査物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調査物品等の供給者及び調査物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調査物品等の供給者から必要な情報入手する当該一般産業用工業品が調査物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p>	<p>3.4 本申請における調査管理の方法</p> <p>調査を主管する箇所の長は、調査管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>3.4.1 供給者の技術の評価</p> <p>調査を主管する箇所の長は、供給者が自社の要求事項に達する調査製品を供給する技術的能力を判断の拠拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 ・記載方針の相違 ・活動状況の相違
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一																											
<p>いる情報であつて、次に掲げるものと明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>一 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>二 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>三 関係法令</p> <p>四 その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならぬ。</p>	<p>次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>2 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>明確にする。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>																											
<p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができるとして管理しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること、</p> <p>二 設備、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供すること、</p> <p>三 合否判定基準を含むものであること、</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができるとして管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること、</p> <p>b. 設備、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること、</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること、</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>(1) 申請書作成のための設計</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。</p> <p>また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調査による解析」及び「三計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し品質を確保する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>																											
<p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p>	<p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p>	<p>(2) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「3. 3. 2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3. 3. 1 設計開発計画」を用いる情報の明確化）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>																											
<p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」と呼ぶ）を行う。</p>	<p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」と呼ぶ）を行う。</p>	<p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>																											
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一																											
<p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p>	<p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画にしたがって検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p>	<p>(2) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3.3.1 設計開発計画」を用いる情報の明確化）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>																											
<p>(設計開発の変更の管理)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行なったとき、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p>	<p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することとできることとを定め、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行なったとき、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p>	<p>申請書作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。このアウトプットを基に、本申請に必要な書類等を取りまとめ、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 申請書の送達</p> <p>設置委員会へ送達し、審査及び検証を受ける。</p> <p>設置委員会からの届出書類を基に、原子力施設保安委員会の審査及び確認を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への届出手続きの承認を得る。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.3.3 設計における変更</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要に応じて修正する。修正を受けた段階以降の設計結果を必須に応じて修正する。</p> <p>3.3.4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例</p> <p>設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、原子力利用における安全対策の強化のための放射性物質、核燃料物質及び原子力の規制に関する法律等の一部を改正する法律に基づき変更認可された発電用原子力施設保安規定の施行までで実施した本申請における申請書作成に係る社内縦書き又は基本設計に係る関連製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。</p> <p>3.4 本申請における調査管理の方法</p> <p>調査を主管する箇所の長は、調査管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>3.4.1 供給者の技術の評価</p> <p>調査を主管する箇所の長は、供給者が自社の要求事項に達する調査製品を供給する技術的能力を判断の拠拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>																											
<p>(調査プロセス)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、調査する物品又は役務（以下「調査物品等」という。）が、自ら規定する調査物品等に係る要求事項（以下「調査物品等要求事項」という。）に適合するようにならなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調査物品等の供給者及び調査物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調査物品等の供給者から必要な情報入手する当該一般産業用工業品が調査物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。</p>	<p>7.4 調査</p> <p>7.4.1 調査プロセス</p> <p>(1) 組織は、調査する物品又は役務（以下「調査物品等」という。）が、自ら規定する調査物品等に係る要求事項（以下「調査物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調査物品等の供給者及び調査物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調査物品等の供給者から必要な情報入手する当該一般産業用工業品が調査物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p>	<p>3.4 本申請における調査管理の方法</p> <p>調査を主管する箇所の長は、調査管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>3.4.1 供給者の技術の評価</p> <p>調査を主管する箇所の長は、供給者が自社の要求事項に達する調査製品を供給する技術的能力を判断の拠拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

<p>島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）</p>	<p>女川原子力発電所2号炉 有毒ガス</p>	<p>差異理由</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="73 204 436 603">品管規則</th> <th data-bbox="73 603 436 1002">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="73 1002 436 1447">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="73 204 436 603"> <p>影響の評価を含む。）を行わなければならない。 4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき議した措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> </td> <td data-bbox="73 603 436 1002"> <p>（影響の評価を含む。）を行う。 (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき議した措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> </td> <td data-bbox="73 1002 436 1447"> <p>設置許可本文十一号</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="436 204 981 603"> <p>（調達プロセス） 第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。 2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。 3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> </td> <td data-bbox="436 603 981 1002"> <p>7. 4 調達 7. 4. 1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できることにより、管理の方法及び程度を定める。 (3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> </td> <td data-bbox="436 1002 981 1447"> <p>3. 3. 4 新機軸制度移行に際しての本申請における設計管理の体制設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、原子力利用における安全におけるための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施し、本申請における申請書作成に係る社内手続き又は基本設計に係る調達品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。 3. 4 本申請における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、調達を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。 3. 4. 1 供給者の技術的評価 調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達を実施する。 3. 4. 2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。また、契約を主管する箇所の長は、「3. 4. 1 供給者の技術的評価」で、技術的能力があると判断した供給者を選定する。 3. 4. 3 調達管理 調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。 (1) 仕様の作成 調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づき調達要求事項を含む仕様の作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「3. 4. 3(2) 調達した役務の検証」参照）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="436 204 981 603"> <p>（調達物品等要求事項） 第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。 一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> </td> <td data-bbox="436 603 981 1002"> <p>7. 4. 2 調達物品等要求事項 (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。 a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> </td> <td data-bbox="436 1002 981 1447"> <p>3.5 本申請における文書及び記録の管理 本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント文書に基づき作成された品質記録であり、これらを適切に管理する。 3.6 本申請における調達管理 本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処理し、その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等、組織等に係る事項について、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。 (1) その後の工事等の活動に係る組織（組織内の組織関係及び情報伝達を含む） その後の工事等の活動は、第1図に示す本申請組織及び発電用組織に係る体制で実施する。 4.2 その後の設計、工事等の各段階でそのレビュー 4.2.1 設計及び工事等のグレード区分の適用 設計及び工事等におけるグレード分けは、発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じて行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="436 204 981 603"> <p>（設計開発計画） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> </td> <td data-bbox="436 603 981 1002"> <p>7.3.1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 e. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> </td> <td data-bbox="436 1002 981 1447"> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 原子力施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する階層的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通報想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="436 204 981 603"> <p>（設計開発計画） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> </td> <td data-bbox="436 603 981 1002"> <p>7.3.1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 e. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> </td> <td data-bbox="436 1002 981 1447"> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 原子力施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する階層的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通報想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="436 204 981 603"> <p>（設計開発計画） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> </td> <td data-bbox="436 603 981 1002"> <p>7.3.1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 e. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> </td> <td data-bbox="436 1002 981 1447"> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 原子力施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する階層的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通報想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>影響の評価を含む。）を行わなければならない。 4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき議した措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>（影響の評価を含む。）を行う。 (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき議した措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>設置許可本文十一号</p>	<p>（調達プロセス） 第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。 2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。 3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p>	<p>7. 4 調達 7. 4. 1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できることにより、管理の方法及び程度を定める。 (3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p>	<p>3. 3. 4 新機軸制度移行に際しての本申請における設計管理の体制設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、原子力利用における安全におけるための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施し、本申請における申請書作成に係る社内手続き又は基本設計に係る調達品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。 3. 4 本申請における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、調達を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。 3. 4. 1 供給者の技術的評価 調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達を実施する。 3. 4. 2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。また、契約を主管する箇所の長は、「3. 4. 1 供給者の技術的評価」で、技術的能力があると判断した供給者を選定する。 3. 4. 3 調達管理 調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。 (1) 仕様の作成 調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づき調達要求事項を含む仕様の作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「3. 4. 3(2) 調達した役務の検証」参照）</p>	<p>（調達物品等要求事項） 第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。 一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p>	<p>7. 4. 2 調達物品等要求事項 (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。 a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p>	<p>3.5 本申請における文書及び記録の管理 本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント文書に基づき作成された品質記録であり、これらを適切に管理する。 3.6 本申請における調達管理 本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処理し、その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等、組織等に係る事項について、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。 (1) その後の工事等の活動に係る組織（組織内の組織関係及び情報伝達を含む） その後の工事等の活動は、第1図に示す本申請組織及び発電用組織に係る体制で実施する。 4.2 その後の設計、工事等の各段階でそのレビュー 4.2.1 設計及び工事等のグレード区分の適用 設計及び工事等におけるグレード分けは、発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じて行う。</p>	<p>（設計開発計画） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>7.3.1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 e. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 原子力施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する階層的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通報想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p>	<p>（設計開発計画） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>7.3.1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 e. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 原子力施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する階層的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通報想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p>	<p>（設計開発計画） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>7.3.1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 e. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 原子力施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する階層的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通報想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="981 204 1332 603">品管規則</th> <th data-bbox="981 603 1332 1002">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="981 1002 1332 1447">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="981 204 1332 603"> <p>（品質管理） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> </td> <td data-bbox="981 603 1332 1002"> <p>4.2.3 文書の管理 (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。 (2) 組織は、品質管理に必要となる個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の実証する記録を適切に考慮することとし、当該記録は、読みやすく検索し内容を把握することができ、かつ、検索することができ、かつ、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 8.3 品質管理 (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が変更されたことがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。 7.3.1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 e. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> </td> <td data-bbox="981 1002 1332 1447"> <p>3.5 本申請における文書及び記録の管理 本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント文書に基づき作成された品質記録であり、これらを適切に管理する。 3.6 本申請における調達管理 本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処理し、その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等、組織等に係る事項について、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。 (1) その後の工事等の活動に係る組織（組織内の組織関係及び情報伝達を含む） その後の工事等の活動は、第1図に示す本申請組織及び発電用組織に係る体制で実施する。 4.2 その後の設計、工事等の各段階でそのレビュー 4.2.1 設計及び工事等のグレード区分の適用 設計及び工事等におけるグレード分けは、発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じて行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 204 1890 603"> <p>（設計開発計画） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> </td> <td data-bbox="1332 603 1890 1002"> <p>7.3.1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 e. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> </td> <td data-bbox="1332 1002 1890 1447"> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 原子力施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する階層的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通報想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 204 1890 603"> <p>（設計開発計画） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> </td> <td data-bbox="1332 603 1890 1002"> <p>7.3.1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 e. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> </td> <td data-bbox="1332 1002 1890 1447"> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 原子力施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する階層的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通報想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>（品質管理） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>4.2.3 文書の管理 (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。 (2) 組織は、品質管理に必要となる個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の実証する記録を適切に考慮することとし、当該記録は、読みやすく検索し内容を把握することができ、かつ、検索することができ、かつ、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 8.3 品質管理 (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が変更されたことがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。 7.3.1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 e. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>3.5 本申請における文書及び記録の管理 本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント文書に基づき作成された品質記録であり、これらを適切に管理する。 3.6 本申請における調達管理 本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処理し、その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等、組織等に係る事項について、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。 (1) その後の工事等の活動に係る組織（組織内の組織関係及び情報伝達を含む） その後の工事等の活動は、第1図に示す本申請組織及び発電用組織に係る体制で実施する。 4.2 その後の設計、工事等の各段階でそのレビュー 4.2.1 設計及び工事等のグレード区分の適用 設計及び工事等におけるグレード分けは、発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じて行う。</p>	<p>（設計開発計画） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>7.3.1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 e. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 原子力施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する階層的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通報想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p>	<p>（設計開発計画） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>7.3.1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 e. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 原子力施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する階層的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通報想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p>	<p>・記載表現の相違</p>
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一																																	
<p>影響の評価を含む。）を行わなければならない。 4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき議した措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>（影響の評価を含む。）を行う。 (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき議した措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>設置許可本文十一号</p>																																	
<p>（調達プロセス） 第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。 2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。 3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p>	<p>7. 4 調達 7. 4. 1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できることにより、管理の方法及び程度を定める。 (3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p>	<p>3. 3. 4 新機軸制度移行に際しての本申請における設計管理の体制設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、原子力利用における安全におけるための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施し、本申請における申請書作成に係る社内手続き又は基本設計に係る調達品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。 3. 4 本申請における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、調達を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。 3. 4. 1 供給者の技術的評価 調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達を実施する。 3. 4. 2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。また、契約を主管する箇所の長は、「3. 4. 1 供給者の技術的評価」で、技術的能力があると判断した供給者を選定する。 3. 4. 3 調達管理 調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。 (1) 仕様の作成 調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づき調達要求事項を含む仕様の作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「3. 4. 3(2) 調達した役務の検証」参照）</p>																																	
<p>（調達物品等要求事項） 第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。 一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p>	<p>7. 4. 2 調達物品等要求事項 (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。 a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p>	<p>3.5 本申請における文書及び記録の管理 本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント文書に基づき作成された品質記録であり、これらを適切に管理する。 3.6 本申請における調達管理 本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処理し、その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等、組織等に係る事項について、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。 (1) その後の工事等の活動に係る組織（組織内の組織関係及び情報伝達を含む） その後の工事等の活動は、第1図に示す本申請組織及び発電用組織に係る体制で実施する。 4.2 その後の設計、工事等の各段階でそのレビュー 4.2.1 設計及び工事等のグレード区分の適用 設計及び工事等におけるグレード分けは、発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じて行う。</p>																																	
<p>（設計開発計画） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>7.3.1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 e. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 原子力施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する階層的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通報想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p>																																	
<p>（設計開発計画） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>7.3.1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 e. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 原子力施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する階層的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通報想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p>																																	
<p>（設計開発計画） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>7.3.1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 e. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 原子力施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する階層的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通報想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p>																																	
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一																																	
<p>（品質管理） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>4.2.3 文書の管理 (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。 (2) 組織は、品質管理に必要となる個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の実証する記録を適切に考慮することとし、当該記録は、読みやすく検索し内容を把握することができ、かつ、検索することができ、かつ、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 8.3 品質管理 (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が変更されたことがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。 7.3.1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 e. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>3.5 本申請における文書及び記録の管理 本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント文書に基づき作成された品質記録であり、これらを適切に管理する。 3.6 本申請における調達管理 本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処理し、その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等、組織等に係る事項について、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。 (1) その後の工事等の活動に係る組織（組織内の組織関係及び情報伝達を含む） その後の工事等の活動は、第1図に示す本申請組織及び発電用組織に係る体制で実施する。 4.2 その後の設計、工事等の各段階でそのレビュー 4.2.1 設計及び工事等のグレード区分の適用 設計及び工事等におけるグレード分けは、発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じて行う。</p>																																	
<p>（設計開発計画） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>7.3.1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 e. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 原子力施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する階層的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通報想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p>																																	
<p>（設計開発計画） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>7.3.1 設計開発計画 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 e. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 原子力施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する階層的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通報想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p>																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="73 183 280 630">品管規則</th> <th data-bbox="73 630 280 1013">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="73 1013 280 1447">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="73 183 280 630"> 四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 七 その他調達物品等に必要の要求事項 (調達物品等の検証) 第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。 二 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することときは、当該検証の実施範囲及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。 (調達プロセス) 第三十七条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。 (文書の管理) 第七十七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。 第八十条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にし、かつ、検証することができるときは、当該記録の重要性に応じてこれを管理しなければならない。 第九十一条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等要求事項に適合しないよう、当該機器等又は個別業務等要求事項に適合しないよう、当該機器等又は個別業務等要求事項に適合しないよう、これを管理する。 </td> <td data-bbox="73 630 280 1013"> d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g. その他調達物品等に必要の要求事項 (7) 4. 3 調達物品等の検証 (1) 組織は、調達物品等の検証方法を定め、実施する。 (2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することときは、当該検証の実施範囲及び調達物品等要求事項の中で明確に定める。 7. 4. 1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。 4. 2. 3 文書の管理 (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。 (2) 組織は、品質管理の記録を明確にし、かつ、検証することができるときは、当該記録の重要性に応じてこれを管理する。 8. 3 不適合の管理 (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等要求事項に適合しないよう、当該機器等又は個別業務等要求事項に適合しないよう、これを管理する。 </td> <td data-bbox="73 1013 280 1447"> 3. 4. 4 社外監査 供給者に対する監査を主とする監視は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、社外監査を実施する。 3. 5 本申請における設計に係る文書及び記録については、設置許可本文十一号に定める品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを通じた管理を行う。 3. 6 本申請における不適合の管理 本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処理を行う。 4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。 </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 七 その他調達物品等に必要の要求事項 (調達物品等の検証) 第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。 二 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することときは、当該検証の実施範囲及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。 (調達プロセス) 第三十七条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。 (文書の管理) 第七十七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。 第八十条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にし、かつ、検証することができるときは、当該記録の重要性に応じてこれを管理しなければならない。 第九十一条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等要求事項に適合しないよう、当該機器等又は個別業務等要求事項に適合しないよう、当該機器等又は個別業務等要求事項に適合しないよう、これを管理する。	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g. その他調達物品等に必要の要求事項 (7) 4. 3 調達物品等の検証 (1) 組織は、調達物品等の検証方法を定め、実施する。 (2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することときは、当該検証の実施範囲及び調達物品等要求事項の中で明確に定める。 7. 4. 1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。 4. 2. 3 文書の管理 (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。 (2) 組織は、品質管理の記録を明確にし、かつ、検証することができるときは、当該記録の重要性に応じてこれを管理する。 8. 3 不適合の管理 (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等要求事項に適合しないよう、当該機器等又は個別業務等要求事項に適合しないよう、これを管理する。	3. 4. 4 社外監査 供給者に対する監査を主とする監視は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、社外監査を実施する。 3. 5 本申請における設計に係る文書及び記録については、設置許可本文十一号に定める品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを通じた管理を行う。 3. 6 本申請における不適合の管理 本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処理を行う。 4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="981 183 1265 630">品管規則</th> <th data-bbox="981 630 1265 1013">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="981 1013 1265 1447">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="981 183 1265 630"> 原子力施設設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則 象となつて設計開発に用いられる部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家参加させなければならない。 三 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。 (設計開発計画) 第二十一条 原子力事業者等は、設計開発において用いている設計開発計画に関する事項を「設計開発計画」という。）を規定するとともに、設計開発計画を管理しなければならない。 (設計開発に用いる情報) 第二十一条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いている情報及び、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。 二 設計開発に用いる設計開発に係る情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの 三 関係法令 四 その他設計開発に必要な要求事項 2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。 (設計開発の結果に係る情報) 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いる情報と対して検証することにより管理しなければならない。 2 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。 一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務等の実施のために適切に情報を提供すること。 三 適合判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 (設計開発の検証) 第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画にたがって検証を実施しなければならない。 3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った薬剤に第一項の検証をさせなければならない。 </td> <td data-bbox="981 630 1265 1013"> 設計開発レビューの組織及び当該設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 7.3.1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いている設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を規定するとともに、設計開発計画を管理する。 7.3.2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 a. 関係法令 b. 関係法令 c. その他設計開発に必要な要求事項 d. その他設計開発に必要な要求事項 2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。 (設計開発の結果に係る情報) 7.3.3 設計開発の結果に係る情報 (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対して検証することにより管理する。 (2) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。 a. 関係法令 b. 関係法令 c. その他設計開発に必要な要求事項 d. その他設計開発に必要な要求事項 2 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。 a. 関係法令 b. 関係法令 c. その他設計開発に必要な要求事項 d. その他設計開発に必要な要求事項 2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。 (設計開発の検証) 7.3.5 設計開発の検証 (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画にたがって検証を実施する。 (2) 組織は、当該設計開発を行った薬剤に当該設計開発の検証をさせなければならない。 </td> <td data-bbox="981 1013 1265 1447"> 4.3 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等 設計を主とする監視は、設計承認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。 4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 その後の設計を主とする監視は、設計承認に必要な事項を明確化する。 4.3.2 適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。 (1) 基本設計方針の作成（設計1） 設計を主とする監視は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要の要求事項に適合する設計を確保するために、技術基準規則の本文ごとに各条ごとに各条ごとに必要事項を用いて設計項目を作成した基本設計方針を作成する。 (2) 適合性確認対象設備の各条への適合性を確保するための設計（設計2） 設計を主とする監視は、適合性確認対象設備に必要の要求事項に適合する設計を確保するために、変更があった設計項目への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。 (3) 詳細設計の品質を確保する上で重要は活動の管理 設計を主とする監視は、重要は活動の品質を確保する上で重要な活動とある。「調達」による解析、及び「計算」による解析について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。 (4) 設計のアウトプットに対しての検証 設計を主とする監視は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化）及び「4.3.2 各条の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」を参照）で与えられた要求事項に適合する設計項目を確認した上で、要求事項を満足していることの検証を、設計項目以外の者に実施させる。 </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	原子力施設設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則 象となつて設計開発に用いられる部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家参加させなければならない。 三 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。 (設計開発計画) 第二十一条 原子力事業者等は、設計開発において用いている設計開発計画に関する事項を「設計開発計画」という。）を規定するとともに、設計開発計画を管理しなければならない。 (設計開発に用いる情報) 第二十一条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いている情報及び、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。 二 設計開発に用いる設計開発に係る情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの 三 関係法令 四 その他設計開発に必要な要求事項 2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。 (設計開発の結果に係る情報) 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いる情報と対して検証することにより管理しなければならない。 2 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。 一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務等の実施のために適切に情報を提供すること。 三 適合判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 (設計開発の検証) 第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画にたがって検証を実施しなければならない。 3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った薬剤に第一項の検証をさせなければならない。	設計開発レビューの組織及び当該設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 7.3.1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いている設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を規定するとともに、設計開発計画を管理する。 7.3.2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 a. 関係法令 b. 関係法令 c. その他設計開発に必要な要求事項 d. その他設計開発に必要な要求事項 2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。 (設計開発の結果に係る情報) 7.3.3 設計開発の結果に係る情報 (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対して検証することにより管理する。 (2) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。 a. 関係法令 b. 関係法令 c. その他設計開発に必要な要求事項 d. その他設計開発に必要な要求事項 2 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。 a. 関係法令 b. 関係法令 c. その他設計開発に必要な要求事項 d. その他設計開発に必要な要求事項 2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。 (設計開発の検証) 7.3.5 設計開発の検証 (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画にたがって検証を実施する。 (2) 組織は、当該設計開発を行った薬剤に当該設計開発の検証をさせなければならない。	4.3 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等 設計を主とする監視は、設計承認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。 4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 その後の設計を主とする監視は、設計承認に必要な事項を明確化する。 4.3.2 適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。 (1) 基本設計方針の作成（設計1） 設計を主とする監視は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要の要求事項に適合する設計を確保するために、技術基準規則の本文ごとに各条ごとに各条ごとに必要事項を用いて設計項目を作成した基本設計方針を作成する。 (2) 適合性確認対象設備の各条への適合性を確保するための設計（設計2） 設計を主とする監視は、適合性確認対象設備に必要の要求事項に適合する設計を確保するために、変更があった設計項目への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。 (3) 詳細設計の品質を確保する上で重要は活動の管理 設計を主とする監視は、重要は活動の品質を確保する上で重要な活動とある。「調達」による解析、及び「計算」による解析について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。 (4) 設計のアウトプットに対しての検証 設計を主とする監視は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化）及び「4.3.2 各条の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」を参照）で与えられた要求事項に適合する設計項目を確認した上で、要求事項を満足していることの検証を、設計項目以外の者に実施させる。	<p>・記載表現の相違</p>
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一												
四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 七 その他調達物品等に必要の要求事項 (調達物品等の検証) 第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。 二 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することときは、当該検証の実施範囲及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。 (調達プロセス) 第三十七条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。 (文書の管理) 第七十七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。 第八十条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にし、かつ、検証することができるときは、当該記録の重要性に応じてこれを管理しなければならない。 第九十一条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等要求事項に適合しないよう、当該機器等又は個別業務等要求事項に適合しないよう、当該機器等又は個別業務等要求事項に適合しないよう、これを管理する。	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g. その他調達物品等に必要の要求事項 (7) 4. 3 調達物品等の検証 (1) 組織は、調達物品等の検証方法を定め、実施する。 (2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することときは、当該検証の実施範囲及び調達物品等要求事項の中で明確に定める。 7. 4. 1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。 4. 2. 3 文書の管理 (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。 (2) 組織は、品質管理の記録を明確にし、かつ、検証することができるときは、当該記録の重要性に応じてこれを管理する。 8. 3 不適合の管理 (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等要求事項に適合しないよう、当該機器等又は個別業務等要求事項に適合しないよう、これを管理する。	3. 4. 4 社外監査 供給者に対する監査を主とする監視は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、社外監査を実施する。 3. 5 本申請における設計に係る文書及び記録については、設置許可本文十一号に定める品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを通じた管理を行う。 3. 6 本申請における不適合の管理 本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処理を行う。 4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。												
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一												
原子力施設設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則 象となつて設計開発に用いられる部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家参加させなければならない。 三 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。 (設計開発計画) 第二十一条 原子力事業者等は、設計開発において用いている設計開発計画に関する事項を「設計開発計画」という。）を規定するとともに、設計開発計画を管理しなければならない。 (設計開発に用いる情報) 第二十一条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いている情報及び、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。 二 設計開発に用いる設計開発に係る情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの 三 関係法令 四 その他設計開発に必要な要求事項 2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。 (設計開発の結果に係る情報) 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いる情報と対して検証することにより管理しなければならない。 2 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。 一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務等の実施のために適切に情報を提供すること。 三 適合判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 (設計開発の検証) 第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画にたがって検証を実施しなければならない。 3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った薬剤に第一項の検証をさせなければならない。	設計開発レビューの組織及び当該設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 7.3.1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いている設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を規定するとともに、設計開発計画を管理する。 7.3.2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 a. 関係法令 b. 関係法令 c. その他設計開発に必要な要求事項 d. その他設計開発に必要な要求事項 2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。 (設計開発の結果に係る情報) 7.3.3 設計開発の結果に係る情報 (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対して検証することにより管理する。 (2) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。 a. 関係法令 b. 関係法令 c. その他設計開発に必要な要求事項 d. その他設計開発に必要な要求事項 2 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。 a. 関係法令 b. 関係法令 c. その他設計開発に必要な要求事項 d. その他設計開発に必要な要求事項 2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。 (設計開発の検証) 7.3.5 設計開発の検証 (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画にたがって検証を実施する。 (2) 組織は、当該設計開発を行った薬剤に当該設計開発の検証をさせなければならない。	4.3 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等 設計を主とする監視は、設計承認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。 4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 その後の設計を主とする監視は、設計承認に必要な事項を明確化する。 4.3.2 適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。 (1) 基本設計方針の作成（設計1） 設計を主とする監視は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要の要求事項に適合する設計を確保するために、技術基準規則の本文ごとに各条ごとに各条ごとに必要事項を用いて設計項目を作成した基本設計方針を作成する。 (2) 適合性確認対象設備の各条への適合性を確保するための設計（設計2） 設計を主とする監視は、適合性確認対象設備に必要の要求事項に適合する設計を確保するために、変更があった設計項目への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。 (3) 詳細設計の品質を確保する上で重要は活動の管理 設計を主とする監視は、重要は活動の品質を確保する上で重要な活動とある。「調達」による解析、及び「計算」による解析について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。 (4) 設計のアウトプットに対しての検証 設計を主とする監視は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化）及び「4.3.2 各条の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」を参照）で与えられた要求事項に適合する設計項目を確認した上で、要求事項を満足していることの検証を、設計項目以外の者に実施させる。												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="73 220 280 630">品質規則</th> <th data-bbox="73 630 280 1029">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="73 1029 280 1447">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="73 220 280 630"> <p>(責任及び権限) 第十四条 検査責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。</p> <p>第四十条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項) 2 原子力事業者等は、保安活動の重要性に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>第三十条条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>第二十九条条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>第二十八條 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>第二十七條 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発計画) 第二十九條 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発（設計開発の原則に係る情報）</p> </td> <td data-bbox="73 630 280 1029"> <p>5. 5. 1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要性に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。 a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b. 設計開発の問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を策定すること。 (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつていいる設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>7. 3. 1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報 (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比</p> </td> <td data-bbox="73 1029 280 1447"> <p>4. 1. 1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達を含む。） その後の工事等の活動は、第一圖に示す本組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>4. 2. 1 設計及び工事等の各段階とその審査 設計又は工事等を主とする部門の長は、設計期間における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>4. 3. 1 適合性確認対象設備の明確化 その後の設計を主とする部門の長は、設計期間に必要な要求事項を明確にする。</p> <p>4. 3. 2 各本文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 その後の設計を主とする部門の長は、各本文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p> <p>4. 3. 3 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主とする部門の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>(1) 基本設計列の作成（設計1） 設計を主とする部門の長は、技術基準規則等への適合性確認対象設備に</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品質規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>(責任及び権限) 第十四条 検査責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。</p> <p>第四十条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項) 2 原子力事業者等は、保安活動の重要性に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>第三十条条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>第二十九条条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>第二十八條 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>第二十七條 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発計画) 第二十九條 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発（設計開発の原則に係る情報）</p>	<p>5. 5. 1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要性に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。 a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b. 設計開発の問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を策定すること。 (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつていいる設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>7. 3. 1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報 (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比</p>	<p>4. 1. 1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達を含む。） その後の工事等の活動は、第一圖に示す本組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>4. 2. 1 設計及び工事等の各段階とその審査 設計又は工事等を主とする部門の長は、設計期間における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>4. 3. 1 適合性確認対象設備の明確化 その後の設計を主とする部門の長は、設計期間に必要な要求事項を明確にする。</p> <p>4. 3. 2 各本文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 その後の設計を主とする部門の長は、各本文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p> <p>4. 3. 3 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主とする部門の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>(1) 基本設計列の作成（設計1） 設計を主とする部門の長は、技術基準規則等への適合性確認対象設備に</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="981 220 1164 630">原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則</th> <th data-bbox="981 630 1164 1029">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="981 1029 1164 1447">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="981 220 1164 630"> <p>(機器等の検証等) 第四十八條 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別検証計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主三線検査を実施しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、保安活動の重要性に応じて、使用前事業者検査等の独立性を確保する（使用前事業者検査の要員をその対象となる機器等を管理する部門に属する要員と部門を異にする要員とする。このその他の方法により、使用前事業者検査等の独立性及び信頼性が損なわれないことを行い。）を確保する。</p> </td> <td data-bbox="981 630 1164 1029"> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理 (1) 組織は、設計開発の変更を行つた場合においては、当該変更の内容を把握し、当該変更の発生から当該変更に関する情報に基づき、当該変更に係る記録を管理し、設計開発の変更を行うことになり、あらかじめ、審査及び承認等のプロセスを履行し、変更を遂行する。 (2) 組織は、設計開発の変更を行うことになり、あらかじめ、審査及び承認等のプロセスを履行し、変更を遂行する。 (3) 組織は、設計開発の変更の発生から当該変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該設計開発の材料又は部品は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> </td> <td data-bbox="981 1029 1164 1447"> <p>(5) 設計承認申請書の作成 設計を主とする組織の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設計承認に必要な書類等を取りまとめる。</p> <p>(6) 設計承認申請書の承認 設計承認申請書の取りまとめを主とする組織の長は、設計を主とする組織の長が作成した資料を取りまとめ、原子力施設保安委員会へ付議し、承認及び検証を受ける。</p> <p>4.3.4 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主とする組織の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、当該変更の発生から当該変更に関する情報に基づき、当該変更に係る記録を管理し、設計開発の変更を行うことになり、あらかじめ、審査及び承認等のプロセスを履行し、変更を遂行する。 (1) 組織は、設計開発の変更を行うことになり、あらかじめ、審査及び承認等のプロセスを履行し、変更を遂行する。 (2) 組織は、設計開発の変更の発生から当該変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該設計開発の材料又は部品は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>4.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主とする組織の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4.6 設計承認における品質管理の方法」の管理を適用して実施する。</p> <p>4.4.1 設備の具体的な設計の実施（設計3） 工事を主とする組織の長は、工事設備において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p> <p>4.4.2 設備の具体的な設計に基づき工場の実施 工事を主とする組織の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設計に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実施計画の独立性の適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検証 4.5.2 使用前事業者検査の計画 検査を主とする組織の長は、適合性確認対象設備が、認可された設計に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事を主とする組織の長は、検査の計画に基づき、検査を実施する。 4.5.3 検査計画の管理 検査の取りまとめを主とする組織の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実行されることを管理する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>(機器等の検証等) 第四十八條 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別検証計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主三線検査を実施しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、保安活動の重要性に応じて、使用前事業者検査等の独立性を確保する（使用前事業者検査の要員をその対象となる機器等を管理する部門に属する要員と部門を異にする要員とする。このその他の方法により、使用前事業者検査等の独立性及び信頼性が損なわれないことを行い。）を確保する。</p>	<p>7.3.7 設計開発の変更の管理 (1) 組織は、設計開発の変更を行つた場合においては、当該変更の内容を把握し、当該変更の発生から当該変更に関する情報に基づき、当該変更に係る記録を管理し、設計開発の変更を行うことになり、あらかじめ、審査及び承認等のプロセスを履行し、変更を遂行する。 (2) 組織は、設計開発の変更を行うことになり、あらかじめ、審査及び承認等のプロセスを履行し、変更を遂行する。 (3) 組織は、設計開発の変更の発生から当該変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該設計開発の材料又は部品は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p>	<p>(5) 設計承認申請書の作成 設計を主とする組織の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設計承認に必要な書類等を取りまとめる。</p> <p>(6) 設計承認申請書の承認 設計承認申請書の取りまとめを主とする組織の長は、設計を主とする組織の長が作成した資料を取りまとめ、原子力施設保安委員会へ付議し、承認及び検証を受ける。</p> <p>4.3.4 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主とする組織の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、当該変更の発生から当該変更に関する情報に基づき、当該変更に係る記録を管理し、設計開発の変更を行うことになり、あらかじめ、審査及び承認等のプロセスを履行し、変更を遂行する。 (1) 組織は、設計開発の変更を行うことになり、あらかじめ、審査及び承認等のプロセスを履行し、変更を遂行する。 (2) 組織は、設計開発の変更の発生から当該変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該設計開発の材料又は部品は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>4.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主とする組織の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4.6 設計承認における品質管理の方法」の管理を適用して実施する。</p> <p>4.4.1 設備の具体的な設計の実施（設計3） 工事を主とする組織の長は、工事設備において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p> <p>4.4.2 設備の具体的な設計に基づき工場の実施 工事を主とする組織の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設計に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実施計画の独立性の適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検証 4.5.2 使用前事業者検査の計画 検査を主とする組織の長は、適合性確認対象設備が、認可された設計に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事を主とする組織の長は、検査の計画に基づき、検査を実施する。 4.5.3 検査計画の管理 検査の取りまとめを主とする組織の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実行されることを管理する。</p>	<p>・記載表現の相違</p>
品質規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一												
<p>(責任及び権限) 第十四条 検査責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。</p> <p>第四十条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項) 2 原子力事業者等は、保安活動の重要性に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>第三十条条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>第二十九条条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>第二十八條 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>第二十七條 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発計画) 第二十九條 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発（設計開発の原則に係る情報）</p>	<p>5. 5. 1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要性に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。 a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b. 設計開発の問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を策定すること。 (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつていいる設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>7. 3. 1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報 (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比</p>	<p>4. 1. 1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達を含む。） その後の工事等の活動は、第一圖に示す本組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>4. 2. 1 設計及び工事等の各段階とその審査 設計又は工事等を主とする部門の長は、設計期間における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>4. 3. 1 適合性確認対象設備の明確化 その後の設計を主とする部門の長は、設計期間に必要な要求事項を明確にする。</p> <p>4. 3. 2 各本文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 その後の設計を主とする部門の長は、各本文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p> <p>4. 3. 3 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主とする部門の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>(1) 基本設計列の作成（設計1） 設計を主とする部門の長は、技術基準規則等への適合性確認対象設備に</p>												
原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一												
<p>(機器等の検証等) 第四十八條 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別検証計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主三線検査を実施しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、保安活動の重要性に応じて、使用前事業者検査等の独立性を確保する（使用前事業者検査の要員をその対象となる機器等を管理する部門に属する要員と部門を異にする要員とする。このその他の方法により、使用前事業者検査等の独立性及び信頼性が損なわれないことを行い。）を確保する。</p>	<p>7.3.7 設計開発の変更の管理 (1) 組織は、設計開発の変更を行つた場合においては、当該変更の内容を把握し、当該変更の発生から当該変更に関する情報に基づき、当該変更に係る記録を管理し、設計開発の変更を行うことになり、あらかじめ、審査及び承認等のプロセスを履行し、変更を遂行する。 (2) 組織は、設計開発の変更を行うことになり、あらかじめ、審査及び承認等のプロセスを履行し、変更を遂行する。 (3) 組織は、設計開発の変更の発生から当該変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該設計開発の材料又は部品は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p>	<p>(5) 設計承認申請書の作成 設計を主とする組織の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設計承認に必要な書類等を取りまとめる。</p> <p>(6) 設計承認申請書の承認 設計承認申請書の取りまとめを主とする組織の長は、設計を主とする組織の長が作成した資料を取りまとめ、原子力施設保安委員会へ付議し、承認及び検証を受ける。</p> <p>4.3.4 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主とする組織の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、当該変更の発生から当該変更に関する情報に基づき、当該変更に係る記録を管理し、設計開発の変更を行うことになり、あらかじめ、審査及び承認等のプロセスを履行し、変更を遂行する。 (1) 組織は、設計開発の変更を行うことになり、あらかじめ、審査及び承認等のプロセスを履行し、変更を遂行する。 (2) 組織は、設計開発の変更の発生から当該変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該設計開発の材料又は部品は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>4.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主とする組織の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4.6 設計承認における品質管理の方法」の管理を適用して実施する。</p> <p>4.4.1 設備の具体的な設計の実施（設計3） 工事を主とする組織の長は、工事設備において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p> <p>4.4.2 設備の具体的な設計に基づき工場の実施 工事を主とする組織の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設計に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実施計画の独立性の適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検証 4.5.2 使用前事業者検査の計画 検査を主とする組織の長は、適合性確認対象設備が、認可された設計に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事を主とする組織の長は、検査の計画に基づき、検査を実施する。 4.5.3 検査計画の管理 検査の取りまとめを主とする組織の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実行されることを管理する。</p>												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="73 183 257 630">品質規則</th> <th data-bbox="73 630 257 1029">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="73 1029 257 1447">設置許可添付事項十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="73 183 257 630"> <p>に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならぬ。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならぬ。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>三 適合判定基準を含むものであること。</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつていない設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を加えなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならぬ。</p> </td> <td data-bbox="73 630 257 1029"> <p>して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>3 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>ア. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>イ. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>ロ. 適合判定基準を含むものであること。</p> <p>ハ. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせなければならない。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>ア. 設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>イ. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつていない設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を加えなければならない。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> </td> <td data-bbox="73 1029 257 1447"> <p>必要な要求事項に関する設計を履行するための実施を確保するために、技術基準規則の本文ごとに各本文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にし、基本設計方針を作成する。</p> <p>(2) 適合性検証対象設備の各本文への適合性を確保するための設計(設計)設計を主管する箇所の長は、適合性検証対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活用の管理、変更が活発となる「調達による機器」及び「手計事項による自社製作」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「4. 3. 3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット(「4. 3. 1 適合性検証対象設備」に対する要求事項の明確化)及び「4. 3. 2 各適合性検証対象設備」に対する要求事項の明確化)で与えられた要求事項に適合性を確認した上で、要求事項を満たしていること、検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した者以外の者に実施させる。</p> <p>(5) 設計申請書の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、その後設計からのアウトプットを基に、設計期間に必要な書類等を取りまとめる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品質規則	設置許可本文十一号	設置許可添付事項十一	<p>に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならぬ。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならぬ。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>三 適合判定基準を含むものであること。</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつていない設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を加えなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならぬ。</p>	<p>して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>3 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>ア. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>イ. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>ロ. 適合判定基準を含むものであること。</p> <p>ハ. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせなければならない。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>ア. 設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>イ. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつていない設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を加えなければならない。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p>	<p>必要な要求事項に関する設計を履行するための実施を確保するために、技術基準規則の本文ごとに各本文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にし、基本設計方針を作成する。</p> <p>(2) 適合性検証対象設備の各本文への適合性を確保するための設計(設計)設計を主管する箇所の長は、適合性検証対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活用の管理、変更が活発となる「調達による機器」及び「手計事項による自社製作」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「4. 3. 3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット(「4. 3. 1 適合性検証対象設備」に対する要求事項の明確化)及び「4. 3. 2 各適合性検証対象設備」に対する要求事項の明確化)で与えられた要求事項に適合性を確認した上で、要求事項を満たしていること、検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した者以外の者に実施させる。</p> <p>(5) 設計申請書の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、その後設計からのアウトプットを基に、設計期間に必要な書類等を取りまとめる。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="981 183 1153 630">原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則</th> <th data-bbox="981 630 1153 1029">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="981 1029 1153 1447">設置許可添付事項十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="981 183 1153 630"> <p>(調達プロセス)</p> <p>第三十條 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら発注する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するものであることを確認し、これを管理する。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等の品質マネジメントシステムに係る要求事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>第三十五條 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含むなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務プロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業用品を機器等に使用するに当たつての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調達物品等に必要の要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う原子力発電所委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関するものを定めることとしなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等を受調する場合は、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を出さなければならない。</p> <p>(調達物品等の検証)</p> <p>第三十六條 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし、当該検証の実施要員及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p> </td> <td data-bbox="981 630 1153 1029"> <p>7.4 調達</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら発注する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するものであることを確認し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、供給者の力量に係る要求事項、この場合においては、一般産業用工業用品に係る要求事項等から必要の要求事項を定め、これを管理する。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等の品質マネジメントシステムに係る要求事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含むなければならない。</p> <p>ア. 調達物品等の供給者の業務プロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>イ. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>ロ. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>ハ. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>ニ. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>ヘ. その他調達物品等に必要の要求事項</p> <p>2 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う原子力発電所委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関するものを定めることとし、当該検証の実施要員及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p> <p>(調達物品等の検証)</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし、当該検証の実施要員及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p> </td> <td data-bbox="981 1029 1153 1447"> <p>4.5.4 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、検査要領書を作成し、検査体制を確立して使用目的を達成させる。</p> <p>4.6 設計承認における調達管理の方法</p> <p>調達を主管する組織の長は、設計承認を行う調達管理を実施するために、品質マネジメントシステムに基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>4.6.1 供給者の技術的評価</p> <p>調達を主管する組織の長は、供給者が当該調達事項に適合する調達物品等の供給者の技術的能力を評価し、供給者の技術的能力を評価する。</p> <p>4.6.2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する組織の長は、設計承認に必要な調達を行う場合、原子力発電所委員会の承認を得た上で、供給者の業績等を考慮し、業務の重要度に応じてリード分けを行い管理する。</p> <p>4.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を以下に示すように実施し、原子力安全に及ぼす影響等を考慮し、業務の重要度に応じて、調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様表の作成</p> <p>調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、品質マネジメントシステムに基づき調達要求事項を含む仕様表を作成し、供給者の業務長と協同して適切に管理する。(4.6.3(2) 調達製品の管理) 参照)</p> <p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する組織の長は、当社の仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に合った必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認するために、調達製品の検証を行う。なお、検証者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要員及び調達製品のリーダースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則	設置許可本文十一号	設置許可添付事項十一	<p>(調達プロセス)</p> <p>第三十條 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら発注する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するものであることを確認し、これを管理する。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等の品質マネジメントシステムに係る要求事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>第三十五條 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含むなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務プロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業用品を機器等に使用するに当たつての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調達物品等に必要の要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う原子力発電所委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関するものを定めることとしなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等を受調する場合は、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を出さなければならない。</p> <p>(調達物品等の検証)</p> <p>第三十六條 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし、当該検証の実施要員及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p>	<p>7.4 調達</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら発注する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するものであることを確認し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、供給者の力量に係る要求事項、この場合においては、一般産業用工業用品に係る要求事項等から必要の要求事項を定め、これを管理する。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等の品質マネジメントシステムに係る要求事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含むなければならない。</p> <p>ア. 調達物品等の供給者の業務プロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>イ. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>ロ. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>ハ. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>ニ. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>ヘ. その他調達物品等に必要の要求事項</p> <p>2 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う原子力発電所委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関するものを定めることとし、当該検証の実施要員及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p> <p>(調達物品等の検証)</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし、当該検証の実施要員及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p>	<p>4.5.4 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、検査要領書を作成し、検査体制を確立して使用目的を達成させる。</p> <p>4.6 設計承認における調達管理の方法</p> <p>調達を主管する組織の長は、設計承認を行う調達管理を実施するために、品質マネジメントシステムに基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>4.6.1 供給者の技術的評価</p> <p>調達を主管する組織の長は、供給者が当該調達事項に適合する調達物品等の供給者の技術的能力を評価し、供給者の技術的能力を評価する。</p> <p>4.6.2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する組織の長は、設計承認に必要な調達を行う場合、原子力発電所委員会の承認を得た上で、供給者の業績等を考慮し、業務の重要度に応じてリード分けを行い管理する。</p> <p>4.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を以下に示すように実施し、原子力安全に及ぼす影響等を考慮し、業務の重要度に応じて、調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様表の作成</p> <p>調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、品質マネジメントシステムに基づき調達要求事項を含む仕様表を作成し、供給者の業務長と協同して適切に管理する。(4.6.3(2) 調達製品の管理) 参照)</p> <p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する組織の長は、当社の仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に合った必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認するために、調達製品の検証を行う。なお、検証者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要員及び調達製品のリーダースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p>	<p>・記載表現の相違</p>
品質規則	設置許可本文十一号	設置許可添付事項十一												
<p>に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならぬ。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならぬ。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>三 適合判定基準を含むものであること。</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつていない設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を加えなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならぬ。</p>	<p>して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>3 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>ア. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>イ. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>ロ. 適合判定基準を含むものであること。</p> <p>ハ. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせなければならない。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>ア. 設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>イ. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつていない設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を加えなければならない。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p>	<p>必要な要求事項に関する設計を履行するための実施を確保するために、技術基準規則の本文ごとに各本文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にし、基本設計方針を作成する。</p> <p>(2) 適合性検証対象設備の各本文への適合性を確保するための設計(設計)設計を主管する箇所の長は、適合性検証対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活用の管理、変更が活発となる「調達による機器」及び「手計事項による自社製作」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「4. 3. 3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット(「4. 3. 1 適合性検証対象設備」に対する要求事項の明確化)及び「4. 3. 2 各適合性検証対象設備」に対する要求事項の明確化)で与えられた要求事項に適合性を確認した上で、要求事項を満たしていること、検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した者以外の者に実施させる。</p> <p>(5) 設計申請書の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、その後設計からのアウトプットを基に、設計期間に必要な書類等を取りまとめる。</p>												
原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則	設置許可本文十一号	設置許可添付事項十一												
<p>(調達プロセス)</p> <p>第三十條 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら発注する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するものであることを確認し、これを管理する。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等の品質マネジメントシステムに係る要求事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>第三十五條 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含むなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務プロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業用品を機器等に使用するに当たつての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調達物品等に必要の要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う原子力発電所委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関するものを定めることとしなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等を受調する場合は、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を出さなければならない。</p> <p>(調達物品等の検証)</p> <p>第三十六條 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし、当該検証の実施要員及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p>	<p>7.4 調達</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら発注する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するものであることを確認し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、供給者の力量に係る要求事項、この場合においては、一般産業用工業用品に係る要求事項等から必要の要求事項を定め、これを管理する。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等の品質マネジメントシステムに係る要求事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含むなければならない。</p> <p>ア. 調達物品等の供給者の業務プロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>イ. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>ロ. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>ハ. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>ニ. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>ヘ. その他調達物品等に必要の要求事項</p> <p>2 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う原子力発電所委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関するものを定めることとし、当該検証の実施要員及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p> <p>(調達物品等の検証)</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし、当該検証の実施要員及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p>	<p>4.5.4 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、検査要領書を作成し、検査体制を確立して使用目的を達成させる。</p> <p>4.6 設計承認における調達管理の方法</p> <p>調達を主管する組織の長は、設計承認を行う調達管理を実施するために、品質マネジメントシステムに基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>4.6.1 供給者の技術的評価</p> <p>調達を主管する組織の長は、供給者が当該調達事項に適合する調達物品等の供給者の技術的能力を評価し、供給者の技術的能力を評価する。</p> <p>4.6.2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する組織の長は、設計承認に必要な調達を行う場合、原子力発電所委員会の承認を得た上で、供給者の業績等を考慮し、業務の重要度に応じてリード分けを行い管理する。</p> <p>4.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を以下に示すように実施し、原子力安全に及ぼす影響等を考慮し、業務の重要度に応じて、調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様表の作成</p> <p>調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、品質マネジメントシステムに基づき調達要求事項を含む仕様表を作成し、供給者の業務長と協同して適切に管理する。(4.6.3(2) 調達製品の管理) 参照)</p> <p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する組織の長は、当社の仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に合った必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認するために、調達製品の検証を行う。なお、検証者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要員及び調達製品のリーダースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p>												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="71 183 315 215">品管規則</th> <th data-bbox="315 183 763 215">設置許可文十一号</th> <th data-bbox="763 183 981 215">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="71 215 315 997"> <p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="315 215 763 997"> <p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="763 215 981 997"> <p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため の工事を実施する。 4. 5. 1 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所 からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。 4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査 4. 5. 3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事 業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されること を管理する。 4. 5. 4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す る。 4. 6 竣工工程における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にするため に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。 4. 6. 1 供給者の技術的評価</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 997 315 1445"> <p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供 するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性 が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="315 997 763 1445"> <p>一 8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業 務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使 用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する 部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい う。)を確保する。</p> </td> <td data-bbox="763 997 981 1445"> <p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため の工事を実施する。 4. 5. 1 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所 からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。 4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査 4. 5. 3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事 業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されること を管理する。 4. 5. 4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す る。 4. 6 竣工工程における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にするため に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。 4. 6. 1 供給者の技術的評価</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 1445 315 1527"> <p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供 するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性 が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="315 1445 763 1527"> <p>一 8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業 務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使 用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する 部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい う。)を確保する。</p> </td> <td data-bbox="763 1445 981 1527"> <p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため の工事を実施する。 4. 5. 1 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査 4. 5. 3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事 業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されること を管理する。 4. 5. 4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す る。 4. 6 竣工工程における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にため に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。 4. 6. 1 供給者の技術的評価</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 1527 315 1572"> <p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供 するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性 が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="315 1527 763 1572"> <p>一 8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業 務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使 用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する 部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい う。)を確保する。</p> </td> <td data-bbox="763 1527 981 1572"> <p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため の工事を実施する。 4. 5. 1 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査 4. 5. 3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事 業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されること を管理する。 4. 5. 4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す る。 4. 6 竣工工程における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にため に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。 4. 6. 1 供給者の技術的評価</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 1572 315 1596"> <p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供 するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性 が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="315 1572 763 1596"> <p>一 8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業 務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使 用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する 部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい う。)を確保する。</p> </td> <td data-bbox="763 1572 981 1596"> <p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため の工事を実施する。 4. 5. 1 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査 4. 5. 3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事 業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されること を管理する。 4. 5. 4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す る。 4. 6 竣工工程における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にため に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。 4. 6. 1 供給者の技術的評価</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可文十一号	設置許可添付書類十一	<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため の工事を実施する。 4. 5. 1 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所 からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。 4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査 4. 5. 3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事 業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されること を管理する。 4. 5. 4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す る。 4. 6 竣工工程における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にするため に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。 4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>	<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供 するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性 が明確であること。</p>	<p>一 8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業 務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使 用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する 部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい う。)を確保する。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため の工事を実施する。 4. 5. 1 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所 からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。 4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査 4. 5. 3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事 業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されること を管理する。 4. 5. 4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す る。 4. 6 竣工工程における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にするため に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。 4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>	<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供 するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性 が明確であること。</p>	<p>一 8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業 務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使 用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する 部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい う。)を確保する。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため の工事を実施する。 4. 5. 1 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査 4. 5. 3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事 業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されること を管理する。 4. 5. 4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す る。 4. 6 竣工工程における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にため に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。 4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>	<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供 するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性 が明確であること。</p>	<p>一 8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業 務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使 用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する 部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい う。)を確保する。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため の工事を実施する。 4. 5. 1 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査 4. 5. 3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事 業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されること を管理する。 4. 5. 4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す る。 4. 6 竣工工程における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にため に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。 4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>	<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供 するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性 が明確であること。</p>	<p>一 8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業 務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使 用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する 部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい う。)を確保する。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため の工事を実施する。 4. 5. 1 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査 4. 5. 3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事 業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されること を管理する。 4. 5. 4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す る。 4. 6 竣工工程における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にため に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。 4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>	<p>7. 4 調達 7. 4. 1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、 自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」 という。)に適合するようになしななければならない。</p>	
品管規則	設置許可文十一号	設置許可添付書類十一																		
<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため の工事を実施する。 4. 5. 1 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所 からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。 4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査 4. 5. 3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事 業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されること を管理する。 4. 5. 4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す る。 4. 6 竣工工程における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にするため に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。 4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>																		
<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供 するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性 が明確であること。</p>	<p>一 8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業 務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使 用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する 部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい う。)を確保する。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため の工事を実施する。 4. 5. 1 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所 からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。 4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査 4. 5. 3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事 業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されること を管理する。 4. 5. 4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す る。 4. 6 竣工工程における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にするため に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。 4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>																		
<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供 するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性 が明確であること。</p>	<p>一 8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業 務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使 用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する 部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい う。)を確保する。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため の工事を実施する。 4. 5. 1 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査 4. 5. 3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事 業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されること を管理する。 4. 5. 4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す る。 4. 6 竣工工程における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にため に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。 4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>																		
<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供 するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性 が明確であること。</p>	<p>一 8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業 務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使 用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する 部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい う。)を確保する。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため の工事を実施する。 4. 5. 1 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査 4. 5. 3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事 業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されること を管理する。 4. 5. 4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す る。 4. 6 竣工工程における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にため に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。 4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>																		
<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供 するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性 が明確であること。</p>	<p>一 8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業 務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使 用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する 部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい う。)を確保する。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため の工事を実施する。 4. 5. 1 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記 載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査 4. 5. 3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事 業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されること を管理する。 4. 5. 4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す る。 4. 6 竣工工程における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にため に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。 4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">品管規則</th> <th style="width: 30%;">設置許可本文十一号</th> <th style="width: 30%;">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に使い、調達物品等を供給する能力を判断して、調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の業務の力量に係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等を受附する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出せなければならない。</p> <p>(調達物品等の検証)</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施範囲及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の明細に定めなければならない。</p> </td> <td> <p>と(いう。)に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に使い、調達物品等を供給する能力を判断して調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>7. 4. 2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の業務の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>7. 4. 2 調達物品等要求事項</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受附する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7. 4. 3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施範囲及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の明細に定める。</p> </td> <td> <p>調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に基いて調達製品を提供する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4. 6. 2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する箇所の長は、設工前に必要な調査を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてスケジュール分けを行、管理する。</p> <p>4. 6. 3 調達製品の調達管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動をを行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づき調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「4. 6. 3(2) 調達製品の管理」参照)</p> <p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。</p> <p>なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に使い、調達物品等を供給する能力を判断して、調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の業務の力量に係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等を受附する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出せなければならない。</p> <p>(調達物品等の検証)</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施範囲及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の明細に定めなければならない。</p>	<p>と(いう。)に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に使い、調達物品等を供給する能力を判断して調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>7. 4. 2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の業務の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>7. 4. 2 調達物品等要求事項</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受附する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7. 4. 3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施範囲及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の明細に定める。</p>	<p>調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に基いて調達製品を提供する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4. 6. 2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する箇所の長は、設工前に必要な調査を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてスケジュール分けを行、管理する。</p> <p>4. 6. 3 調達製品の調達管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動をを行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づき調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「4. 6. 3(2) 調達製品の管理」参照)</p> <p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。</p> <p>なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p>		
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一						
<p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に使い、調達物品等を供給する能力を判断して、調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の業務の力量に係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等を受附する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出せなければならない。</p> <p>(調達物品等の検証)</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施範囲及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の明細に定めなければならない。</p>	<p>と(いう。)に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に使い、調達物品等を供給する能力を判断して調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>7. 4. 2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の業務の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>7. 4. 2 調達物品等要求事項</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受附する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7. 4. 3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施範囲及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の明細に定める。</p>	<p>調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に基いて調達製品を提供する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4. 6. 2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する箇所の長は、設工前に必要な調査を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてスケジュール分けを行、管理する。</p> <p>4. 6. 3 調達製品の調達管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動をを行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づき調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「4. 6. 3(2) 調達製品の管理」参照)</p> <p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。</p> <p>なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p>						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">品管規則</th> <th style="width: 33%;">設置許可本文十一号</th> <th style="width: 33%;">設置許可添付書第十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(調達プロセス) 第二十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。</p> <p>第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。</p> <p>(記録の管理) 第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にすることができ、かつ、検査する、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。</p> <p>(不適合の管理) 第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることのないよう、当該機器等又は個別業務等特定し、これを管理しなければならない。</p> </td> <td> <p>7. 4. 1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>4. 2. 3 文書の管理 (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>4. 2. 4 記録の管理 (1) 組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>8. 3 不適合の管理 (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることのないよう、当該機器等又は個別業務等特定し、これを管理する。</p> </td> <td> <p>4. 6. 4 社外監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、社外監査を実施する。</p> <p>4. 7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理 その後の設計、工事等における文書及び記録については、設置許可本文十一号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>4. 8 その後の不適合管理 その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理 工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を委嘱することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書第十一	<p>(調達プロセス) 第二十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。</p> <p>第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。</p> <p>(記録の管理) 第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にすることができ、かつ、検査する、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。</p> <p>(不適合の管理) 第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることのないよう、当該機器等又は個別業務等特定し、これを管理しなければならない。</p>	<p>7. 4. 1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>4. 2. 3 文書の管理 (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>4. 2. 4 記録の管理 (1) 組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>8. 3 不適合の管理 (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることのないよう、当該機器等又は個別業務等特定し、これを管理する。</p>	<p>4. 6. 4 社外監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、社外監査を実施する。</p> <p>4. 7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理 その後の設計、工事等における文書及び記録については、設置許可本文十一号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>4. 8 その後の不適合管理 その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理 工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を委嘱することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p>		
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書第十一						
<p>(調達プロセス) 第二十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。</p> <p>第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。</p> <p>(記録の管理) 第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にすることができ、かつ、検査する、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。</p> <p>(不適合の管理) 第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることのないよう、当該機器等又は個別業務等特定し、これを管理しなければならない。</p>	<p>7. 4. 1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>4. 2. 3 文書の管理 (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>4. 2. 4 記録の管理 (1) 組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>8. 3 不適合の管理 (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることのないよう、当該機器等又は個別業務等特定し、これを管理する。</p>	<p>4. 6. 4 社外監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、社外監査を実施する。</p> <p>4. 7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理 その後の設計、工事等における文書及び記録については、設置許可本文十一号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>4. 8 その後の不適合管理 その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理 工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を委嘱することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p>						